

令和元年第 6 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 6）

堺市

(会同室) 会議市回 8 議平天味命
議持資財諸同心氣議并案議付

(805)

市 報

目 次

頁

議案第 144 号	堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市証人等の実費弁償に 関する条例の一部を改正する条例	3
-----------	--	---

文 目

「高橋聖武の詩人としての研究」 田中 啓二 著 141 頁 1970年

「高橋聖武の詩人としての研究」 田中 啓二 著 141 頁 1970年

令和元年第6回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和元年12月9日

堺市長 永藤英機

議案第 144 号 堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

品々出題資料集(第2)

品々出題資料集(第2) (全問式) 全額市国3歳半元休介
品々出題資料集(第2) (全問式) 全額市国3歳半元休介

堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市証人等 の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第3条第4項の規定により旅費の支給を受ける者及び別表中1等の区分の職にある者にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、同表中2等の区分の職にある者にあつては当該区分」を「別表」に改め、「要した額」の次に「(第3条第4項の規定により旅費の支給を受ける者については、同表に定める額)」を加える。

(堺市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 堺市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「額及び」及び「一般職の」を削り、「。この場合において」を「ものとし」に改め、「日当について」を「宿泊料にあつては同表中1等の額と、日当にあつて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市証人等 の実費弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員に係る旅行中の夜数に応じて支給する内国旅行の宿泊料の額について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

**令和元年第 6 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 6）**

令和元年 12 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号
1-B2-19-0091

《金瓶梅》金瓶市面小書平話譯本
(俗名)《金瓶梅詞話》

第 一 回

金瓶梅市面小書平話譯本
第 一 回
金瓶梅市面小書平話譯本
第 一 回

金瓶梅市面小書平話譯本

金瓶梅市面小書平話譯本